

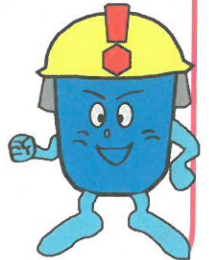
防災まちづくりニュース

補助制度が拡大！！

建替えをご検討中の方必見★

本地区内での建替えに、補助金が支給されます！

築15年以上の戸建の木造建築物の建替えの場合、
延床100㎡で、**約300万円**の補助！



補助の概要は、
裏面をご覧ください！

防災まちづくりマスコットキャラクター「トクン」

補助メニュー

- ◇ 老朽建築物の建替え費の補助（個人の方が対象）
- ◇ 老朽建築物の除却費（解体費）の補助（個人・法人問わず対象）
- ◇ 老朽建築物除却後の土地管理の補助（個人の方が対象）

※老朽建築物とは、例えば木造の場合、建築後15年以上経過したものです。
詳しくは裏面をご覧ください。

お考えのある方は、
まずは下記の担当
にご相談ください★



補助金対象地区



例えば…

築20年の延床面積100㎡の戸建の木造
建築物を準耐火建築物に建替える場合

- 240万円（除却費）
- 40万円（仮住居費）
- 47万7千円（建築設計費）

最大で327万7千円



【担当】中野区 都市基盤部 地域まちづくり分野 弥生町まちづくり担当（中野区役所8階10番窓口）

TEL：03-3228-8774 E-mail：tiikimatidukuri@city.tokyo-nakano.lg.jp

中野区HP [弥生町まちづくり](#) で検索！！

【老朽建築物の建替え費の補助】（個人の方が対象）

老朽建築物※の建替えを行う個人の方にその費用の一部を補助するもの（限度額があります）

★ 対象となる方

老朽建築物の建替えを行う個人の方（建物の所有の有無は問いません）

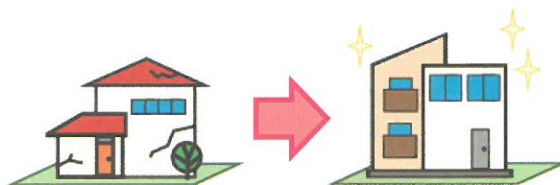
★ 建替え後の建築物の要件

耐火建築物または準耐火建築物であり法令に従い建築されるもの など

★ 補助金額

次の①②③の合計

- ①解体除却・整地費
- ②仮住居費
- ③建築設計・工事監理費



【老朽建築物の除却費（解体費）の補助】（個人・法人問いません）

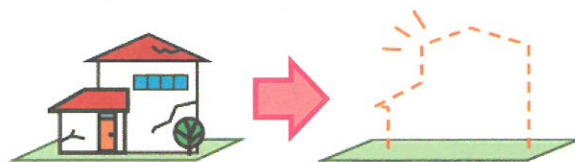
老朽建築物※の除却（解体）を行う方にその費用を補助するもの（限度額があります）

★ 対象となる方

老朽建築物の除却（解体）を行う方（建物の所有の有無は問いません）

★ 補助金額

解体除却・整地費



【老朽建築物除却後の土地管理の補助】（個人の方が対象）

老朽建築物※の除却後の土地を更地として管理する場合、その土地の所有者の方に、管理に要する費用の一部を補助するもの（限度額があります）

※老朽建築物…耐用年数の2/3超過した建築物をいいます。【下表A欄】

構造	耐用年数	老朽建築物A
RC造またはSRC造	47年	築32年以上
鉄骨造（骨格材4mm超）	34年	築23年以上
鉄骨造（骨格材3mm超4mm以下）	27年	築18年超
鉄骨造（骨格材3mm以下）	19年	築13年以上
木造	22年	築15年以上

（減価償却資産の耐用年数等に関する省令より）

補助金の詳しい内容は、区の担当（表面記載）までご連絡ください！



固定資産税・都市計画税の減免制度

不燃化特区の指定区域内で、老朽建築物の建替えや除却を行った場合、申請により土地または建物の固定資産税・都市計画税の減免が受けられます！

詳しい内容については、中野区都税事務所（下記お問い合わせ先）までお願いします。

○固定資産税・都市計画税に関するお問い合わせ

中野都税事務所（固定資産税係） TEL：03-3386-1116